

6 資格制度関係

(1) 業務独占資格制度

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ （見直しの基準・視点） （法務省、経済産業省） <法務ア aの再掲>	a 隣接法律専門職種のうち、司法書士（簡易裁判所での訴訟代理権）及び弁理士（特許権等の侵害訴訟での代理権）については、早急に所要の権限を付与するための措置を講ずる。 【司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（平成14年法律第33号）、弁理士法の一部を改正する法律（平成14年法律第25号）】	法案提出	法案成立後公布	司法書士について措置（4月施行予定）	<法務ア a参照>		
（財務省） <法務ア bの再掲>	b 税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。 【税理士法の一部を改正する法律（平成13年法律第38号）及び平成13年財務省令第58号】	法案成立、公布	措置済（4月施行）				
（厚生労働省） <医療イ の再掲>	c 看護師の業務内容に関し、訪問看護の現場における業務の安全性や効率性等を確保する観点から、訪問看護師の行う業務の標準的作業手順等について検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
資格試験の実施 (見直しの基準・視点) (法務省)	a 公証人の任命に当たり公証人法に基づく試験を実施する。仮に、その試験が司法試験と重複するものとなる場合には、少なくとも公証人法第13条ノ2所定のいわゆる特任公証人に民間の企業法務に携わった者を任用する道を開く。		措置済			
	b 公証人の任命に当たっては、公募を行う。	調査・結論	措置済			
明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止 (見直しの基準・視点) (財務省)	<p>a 税理士試験について、職歴による受験資格要件である業務従事年数を職務の種類に応じて3年から10年までとする現行制度から、一律に最も短い3年に短縮するとともに、専門学校卒業者を短大卒業者に相当する取扱いとして受験資格を認める。 【税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)及び平成13年財務省令第58号】</p> <p>なお、要件見直しの効果を注視しつつ、必要が認められれば、引き続き受験資格要件の在り方について検討する。</p>	法案成立、公布	措置済(4月施行)			
			要件見直しの効果を注視しつつ、必要性が認められる場合、検討			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(厚生労働省)	<p>b 社会保険労務士試験について、一部の専門学校卒業者に限って受験資格を認めている現行制度から、一定の要件を満たす専門学校卒業者を短大卒業者等と同等以上の知識及び能力を有すると認め、受験資格を認める。</p> <p>【平成12年労働省官房長通達、社会保険庁運営部長通達】</p> <p>なお、要件見直しの効果を注視しつつ、必要が認められれば、引き続き受験資格要件の在り方について検討する。</p>	措置済			<p>(厚生労働省)</p> <p>社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)により、社会保険労務士試験の受験資格のうち、実務経験に関するものについて、事務の種類に応じて3年又は5年とされていた従事期間が一律3年に短縮された(平成15年4月1日施行)。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(法務省、司法制度改革推進本部、金融庁、国土交通省)	<p>c 公認会計士試験、司法試験、不動産鑑定士試験について、一定の学歴を有しない者に課される第1次試験を廃止し、受験者全員が現在の第2次試験から受験できるよう検討する。 【弁理士については、平成12年度措置済み】</p> <p>【司法試験については、平成14年に法改正、平成23年から第1次試験を廃止】</p> <p>(公認会計士試験については、第156回国会に関係法案提出)</p>	検討	一部措置済	結論	<p>(国土交通省) 不動産鑑定士試験について、第1次試験を廃止し、受験資格要件を廃止することを内容とする不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正案を第159回通常国会に提出した。</p> <p>(法務省) 司法制度改革審議会意見において、「法科大学院の修了者には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。」「例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる」とされたことを踏まえ、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)により、法科大学院修了者及び予備試験合格者(法科大学院課程修了者と同等の能力を有すると認められた者)に対して新司法試験の受験資格を付与することとした。同改正により、現行の司法試験第1次試験については、平成23年度から実施されないこととなる。</p> <p>(金融庁) 第1次試験を廃止し、受験者全員が平成18年から実施される新公認会計士試験を受験できることとする公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)が平成18年1月1日から施行される。</p>	
(農林水産省)	d 土地改良換地土に係る受験資格要件としての実務経験についての見直しに向けた検討を行う。	結論	措置済			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
実務経験、試験合格後の講習等の在り方見直し（見直しの基準・視点） （国土交通省）	a 不動産鑑定士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び同第3次試験の在り方について検討し、所要の処置を講ずる。	措置済			（金融庁） 実務経験を公認会計士試験の受験資格要件から公認会計士の登録要件に変更する公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）が平成18年1月1日から施行される。	
	（金融庁） b 公認会計士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び実務経験の対象となる業務の範囲の拡大を検討する。 （第156回国会に関係法案提出）	検討	結論・法案提出	法案成立後公布 （平成18年1月施行予定）		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
障害等を理由とする欠格事由の見直し (見直しの基準・視点) (厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省) <福祉ウの一部再掲>	<p>a 障害を欠格事由として資格を取得できないとしている制度については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)に基づき、欠格条項を見直し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【厚生労働省関係の資格については、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律第87号)にて措置済み】</p> <p>【国土交通省関係の資格(動力車操縦者、海技従事者、水先人、航空機に乗り組んでその運行を行う者)については、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第152号)、水先法施行規則及び船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第137号)及び航空法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第118号)にて措置済み】</p> <p>【環境省関係の資格については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)】</p> <p>【通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業、家畜人工授精師、獣医師については、障害を欠格事由とする免許制度等を有する国土交通省、農林水産省等関係省庁が所管する法律を一括し、第154回国会で障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成14年法律第43号)が成立】</p>	一部措置済	平成14年度までに所要の措置		(環境省) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」(平成14年環境省令第28号)を平成15年4月16日に施行。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(国土交通省)	b 小型船舶操縦士の障害を理由とする欠格条項の見直しについて、所要の措置を講ずる。 【平成13年国土交通省令137号】	措置済 (11月施行)				
受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表 (見直しの基準・視点) (法務省、厚生労働省)	a 司法書士及び社会保険労務士の資格取得に係る大臣認定基準について、法令等により明文化し、公表する。	措置済				
(法務省、財務省)	b 公証人及び司法書士の任命基準及び試験免除に係る行政事務経験の内容について精査し、具体化・明文化を図る。 また、税理士について、学位取得等による試験科目の免除制度について見直しを行う。 【税理士法の一部を改正する法律（平成13年法律第38号）税理士法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第330号）及び平成13年財務省令第58号】	措置済 法案成立、公布	措置済 (4月施行)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
合格者数の見直し (見直しの基準・視点) (業務独占資格所管省)	資格試験における公平性・透明性を確保する観点から、合格者数制限を行っているとの疑いを持たれないよう、見直しの基準・視点(合否判定基準、配点、模範回答の公表)に一層留意する。	引き続き留意			(法務省) 【司法試験】 司法試験については、引き続き留意する。 なお、司法試験管理委員会決定(平成14年1月23日)により、平成14年度からの司法試験第1次試験、第2次試験の合否判定方法・基準、配点(口述試験については基準点)及び司法試験第1次試験のうち短答式の試験について模範解答例を公表済み。 また、司法試験管理委員会決定(平成14年10月9日)により、平成14年度からの司法試験第2次試験論文式試験における出題の趣旨を最終合格発表後、法務省ホームページ等に公表している。 おって、司法試験管理委員会決定(平成15年6月3日)により、司法試験第2次試験筆記試験における出題方針等を公表済み。 さらに、司法試験管理委員会決定(平成15年10月9日)により、平成15年度からの司法試験第2次試験口述試験における出題のテーマを最終合格発表後、法務省ホームページ等に公表している。 【司法書士試験及び土地家屋調査士試験】 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度に実施された同試験の受験案内書に合格判定基準及び配点を掲載した。また、筆記試験合格者発表に際して、多肢択一式試験については正解を、記述式問題については出題の趣旨を法務省ホームページ等で公表した。 (厚生労働省) 医療関係の資格試験については、平成14年試験から合否判定基準、配点等について公表(医師については平成13年試験から実施)しているところ。 (農林水産省)	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					見直しの基準・視点に基づき、一層留意する。 (金融庁) 合否判定基準を平成14年公認会計士試験第1次試験から公表。第2次試験短答式試験は配点・正解を公表(平成14年から)した。	
関連・類似資格の統合、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除 (見直しの基準・視点) (金融庁)	税理士試験の財務諸表論及び簿記論の合格者について、公認会計士第2次試験の会計学のうち簿記及び財務諸表論を免除できないか検討する。	検討	結論・法案提出	法案成立後公布 (平成18年1月施行予定)	(金融庁) 税理士試験の合格者等に対して、平成18年から実施される新公認会計士試験における試験科目のうち、簿記・財務諸表論で構成される財務会計論の試験を免除する公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)が平成18年1月1日から施行される。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		13年度	14年度	15年度		
合否判定基準の公表 (見直しの基準・視点) (法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	a 次の試験について合否判定基準を定め公表する。 司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、 社会保険労務士試験、弁理士試験、臭気判定士試験、医師国家試験、歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験、理学療法士試験、作業療法士試験、視能訓練士試験、言語聴覚士試験、臨床工学技士試験、義肢装具士試験、救急救命士試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産師試験、看護師試験、歯科衛生士試験、歯科技工士試験、薬剤師試験、理容師試験、美容師試験、獣医師国家試験、液化石油ガス設備士試験、電気工事士試験、競輪審判員資格検定、競輪選手資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、小型自動車競走選手資格検定、海事代理士試験、海技士(航海)試験、海技士(機関)試験、海技士(通信)試験、海技士(電子通信)試験、小型船舶操縦士試験、水先人試験、通訳案内業試験、地域伝統芸能等通訳案内業者試験、測量士試験 【家畜人工授精師試験、土地改良換地士試験、調教師(中央競馬)試験、調教師(地方競馬)試験、騎手(中央競馬)試験、騎手(地方競馬)試験、操縦士試験、航空士試験、航空機関士試験、航空通信士試験、航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者(航空)試験、動力車操縦者試験、職業訓練指導員試験、作業環境測定士試験、特殊建築物等調査資格者試験、建築士試験、昇降機検査資格者試験、建築設備検査資格者試験については、平成12年度までに措置済み】 【司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験、臭気判定士試験、医師国家試験、歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験、理学療法士試験、作業療法士試験、視能訓練士試験、言語聴覚士試験、臨床	一部措置 済	一部措置 済	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置	(法務省) 【司法試験】 司法試験管理委員会決定(平成14年1月23日)により、平成14年度からの司法試験第1次試験、第2次試験の合否判定方法・基準について公表済み。 【司法書士試験及び土地家屋調査士試験】 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度に実施された同試験の受験案内書に合格判定基準を掲載した。また、最終合格者の発表に際して、合格点を法務省ホームページで公表した。 (厚生労働省) 医師国家試験については平成13年試験から、歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、言語聴覚士国家試験、臨床工学技士国家試験、義肢装具士国家試験、救急救命士国家試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産師国家試験、看護師国家試験、歯科衛生士試験及び歯科技工士試験については平成14年試験から、合否判定基準を公表しているところである。 理容師試験、美容師試験については、第5回国家試験(平成14年前期)から措置済み(平成13年12月より「受験の手引き」により合格基準を記載・公表) (農林水産省) 平成14年度実施の第54回獣医師国家試験から、合格発表時に合否判定基準を公表している。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（金融庁、国土交通省）	工学技士試験、義肢装具士試験、救急救命士試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産師試験、看護師試験、歯科衛生士試験、歯科技工士試験、薬剤師試験、理容師試験、美容師試験、液化石油ガス設備士試験、電気工事士試験、競輪審判員資格検定、競輪選手資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、小型自動車競走選手資格検定、海事代理士試験、海技士（航海）試験、海技士（機関）試験、海技士（通信）試験、海技士（電子通信）試験、小型船舶操縦士試験、水先人試験、通訳案内業試験、地域伝統芸能等通訳案内業者試験、測量士試験については、措置済み】					
	b 公認会計士試験及び不動産鑑定士試験については、定めている合否判定基準を公表する。 【不動産鑑定士については措置済み。公認会計士については平成14年より公表済み】	一部措置済	措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	c 上記a及びbの試験について、科目間や年度間で難易度に差が生じたことにより合否判定基準を変更した場合には、透明性の観点からその旨を理由を付して公表する。	逐次実施			<p>(金融庁)</p> <p>平成14年からの公認会計士試験において、合否判定基準を公表。同基準に変更が生じた場合には、合格発表時に公表を行うこととした。</p> <p>(法務省)</p> <p>【司法試験】</p> <p>司法試験管理委員会決定(平成14年1月23日)により、平成14年度からの司法試験第1次試験、第2次試験の合否判定方法・基準について公表済み。また、透明性の観点から同基準に変更が生じた場合、法務省ホームページ等において公表する。</p> <p>【司法書士試験及び土地家屋調査士試験】</p> <p>司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、該当なし。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、言語聴覚士国家試験、臨床工学技士国家試験、義肢装具士国家試験、救急救命士国家試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゆう師試験、柔道整復師試験、助産師国家試験、看護師国家試験、歯科衛生士試験及び歯科技工士試験については、平成14年試験から合否判定基準を公表(医師国家試験及び社会保険労務士については平成13年試験から実施)しているところであり、同基準に変更が生じた場合には、その旨を理由を付して公表することとしている。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>規制改革推進3か年計画の計画期間内において、合否判定基準を変更した実績はないが、変更を行う場合は、逐次理由を付して公表することとしている。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(金融庁、法務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省)	<p>d 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、弁理士試験及び社会保険労務士試験において配点を公表する。</p> <p>【不動産鑑定士試験については、平成12年度までに措置済み】</p> <p>【公認会計士試験二次試験短答式試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、弁理士試験、社会保険労務士試験については、措置済み】</p>	一部措置済	一部措置済	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置	(金融庁) 公認会計士第2次試験短答式試験について、平成14年から配点を公表した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(金融庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	<p>e 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験及び不動産鑑定士試験について、模範解答又は採点方針、必要なキーワード、採点基準等を公表する。</p> <p>【公認会計士第二次試験短答式、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験、不動産鑑定士試験(択一試験)については、措置済み】</p>	一部措置済	一部措置済	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置	<p>(金融庁) 公認会計士第2次試験短答式試験について、平成14年から正解を公表した。</p> <p>(法務省) 【司法試験】 司法試験管理委員会決定(平成13年1月23日)により、平成13年度からの司法試験第2次試験短答式試験について正解を、また、司法試験管理委員会決定(平成14年1月23日)により、平成14年度からの司法試験第2次試験論文式試験、同口述試験について、採点方針を公表済み。</p> <p>なお、司法試験管理委員会決定(平成14年10月9日)により、平成14年度からの司法試験第2次試験論文式試験における出題の趣旨を最終合格発表後、法務省ホームページ等に公表している。</p> <p>また、司法試験管理委員会決定(平成15年6月3日)により、司法試験第2次試験筆記試験における出題方針等を公表済み。</p> <p>さらに、司法試験管理委員会決定(平成15年10月9日)により、平成15年度からの司法試験第2次試験口述試験における問題のテーマを最終合格発表後、法務省ホームページ等に公表している。</p> <p>【司法書士及び土地家屋調査士試験】 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度に実施された同試験の受験案内書に合格判定基準及び配点を掲載した。また、筆記試験合格者の発表に際して、多肢択一式試験については正解を、記述式試験については出題の趣旨を法務省ホームページ等で公表した。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省)	f 司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士試験及び不動産鑑定士試験において、不合格者に対する成績通知を行う。 【司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士及び不動産鑑定士試験については、措置済み】	一部措置済	措置済			
資格取得の容易化 (見直しの基準・視点) (金融庁、法務省、司法制度改革推進本部、経済産業省、国土交通省)	a 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験及び不動産鑑定士試験について、例えば税理士試験のように科目合格制による合格方式を採用するよう検討するなど、資格取得の容易化について検討する。 【弁理士試験については、試験構造の簡素化について平成12年度までに措置済み。社会保険労務士については、受験機会の拡大等について平成12年度までに措置済み。不動産鑑定士試験については、平成15年度実施の試験から出題範囲を見直し】 【司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)】	検討 法案提出	一部措置済 法案成立後公布	更に検討、必要に応じ措置 措置(4月施行予定)	(国土交通省) 不動産鑑定士試験について、受験者の負担を軽減する観点から、「民法」に含まれる特別法を8法律から2法律に削減、「行政法規」の出題法律を42法律から33法律に削減といった出題範囲の見直しを行い、平成15年第2次試験より実施した。 また、現行の第1次試験から第3次試験までを廃止し、1回の試験とする等、資格取得制度の簡素合理化等を内容とする不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正案を第159回通常国会に提出した。 (法務省) 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、筆記試験合格者について次回の筆記試験を免除すること並びに土地家屋調査士試験について土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能についての試験合格者について以後の同試験を免除することを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案が、平成14年の通常国会において成立した(平成15年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(法務省、厚生労働省)	(公認会計士試験については、第156回国会に関係法案提出) 【司法試験については、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)が平成17年12月施行予定】		法案提出	法案成立後公布(平成18年1月施行予定)	(金融庁) 平成18年から実施される新公認会計士試験の論文式試験について科目合格制による合格方式を併用する公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)が平成18年1月1日から施行される。 (法務省) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)により、平成18年から実施される新司法試験について、試験科目を改めるとともに、受験者全員が短答式試験と論文試験を受験することとしたほか、口述試験を廃止するなどの法改正を行った。(平成17年12月1日施行)	
	b 司法書士試験、土地家屋調査士試験及び社会保険労務士試験において、再受験の場合に既に合格した段階の試験を免除する措置について検討する。 【司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)】	検討	一部措置済	検討・結論	(厚生労働省) 社会保険労務士試験において、再受験の場合に既に合格した段階の試験を免除する措置については、行わないこととした。 (法務省) 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、筆記試験合格者について次回の筆記試験を免除することを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案が、平成14年の通常国会において成立した(平成15年4月1日施行)。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	<p>c 以下に掲げる資格試験について試験問題の公表・持ち帰りを行う。</p> <p>臭気判定士試験 獣医師国家試験 海事代理士試験 操縦士試験、航空士試験 航空機関士試験 航空通信士試験 航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者（航空）試験</p> <p>【弁理士試験、不動産鑑定士試験、家畜人工授精師試験、競輪選手資格検定、小型自動車競走選手資格検定、競輪審判員資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、土地改良換地士試験、特殊建築物等調査資格者試験、昇降機検査資格者試験、建築設備検査資格者試験、ボイラー技士（1級、2級）試験、ボイラー溶接士試験、ボイラー整備士試験、発破技士試験、揚貨装置運転士試験、クレーン運転士試験、デリック運転士試験、潜水土試験、作業環境測定士試験については、平成12年度までに措置済み】</p> <p>【臭気判定士試験、海事代理士試験、操縦士試験、航空士試験、航空機関士試験、航空通信士試験、航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者（航空）試験については、措置済み】</p>	一部措置済	一部措置済み	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置	（農林水産省） 獣医事審議会の決定（平成13年）により、獣医師国家試験問題の公表・持ち帰りは行わないこととされた。	
登録・入会制度の在り方検討（見直しの基準・視点） （公正取引委員会）	<p>a 資格者間における公正有効な競争を確保する観点から、法律で強制設立・強制入会制を採っている資格（公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士）を対象として、資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずる。</p> <p>【資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した（平成13年10月24日）】</p>	計画的に実施			（公正取引委員会） 必要に応じて資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の措置を講ずる。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(公正取引委員会)	b 上記の実態把握及び資格者団体の特性等を踏まえ、資格者団体の活動と独占禁止法との関係を明確化し、公表・周知する。 また、今後参考となる相談事例が生じた場合には、その内容を可能な限り明らかにし、独占禁止法違反行為の未然防止に努める。 【資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した(平成13年10月24日)】	計画的に実施			(公正取引委員会) 「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」に基づいて資格者団体等からの相談に対応し、独占禁止法違反行為の未然防止に努める。	
(公正取引委員会)	c 上記aの資格者団体に対して独占禁止法コンプライアンスプログラムを作成するよう懇諭するとともに、必要な支援措置を講ずる。	計画的に実施			(公正取引委員会) 資格者団体が独占禁止法コンプライアンスプログラムを作成する場合には、必要な支援措置を行う。	
(総務省、法務省、経済産業省)	d 業務及び財務等に関する情報を公開していない資格団体(行政書士、弁護士、公証人、司法書士及び土地家屋調査士)について、それらの情報を公開するよう要請する。 【公認会計士、税理士、社会保険労務士、不動産鑑定士及び弁理士については、平成12年度までに公開済み】 【公証人、司法書士及び行政書士については、公開済み。また弁護士及び土地家屋調査士については、要請済み】	措置済				
(金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省)	e 強制入会制を採る各資格(公認会計士、行政書士、弁護士、公証人、司法書士、税理士及び社会保険労務士)について、それぞれの団体の役員に資格者以外の者を任用することを要請する。 【土地家屋調査士については、平成12年度までに任用済み。公証人及び弁理士については、任用済み】 【公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士については、要請済み】	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(総務省、法務省)	<p>f 公証人、司法書士及び土地家屋調査士について、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を公表する。その際、官報に掲載した上で、国民が容易に知り得る媒体に掲載する。弁護士についても、官報に公表した上で、その他の媒体にも公表する。</p> <p>行政書士については、氏名を含めて業務の禁止等の処分の内容を公表することを都道府県知事に要請する。その際、都道府県公報に掲載した上で、その他の媒体にも掲載することを併せて要請する。</p> <p>【公証人については措置済み。行政書士については、各都道府県に対し文書(平成13年4月27日付総行第64号)にて要請済み。また、弁護士については、日本弁護士連合会に要請済み】</p> <p>【司法書士、土地家屋調査士については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)】</p> <p>(弁護士については、第156回国会に関係法案提出)</p>	一部措置済	措置		<p>(法務省)</p> <p>司法書士及び土地家屋調査士については、懲戒処分の内容を官報に公告することを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案が、平成14年の通常国会において成立した(司法書士法 平成15年4月1日施行、土地家屋調査士法 平成15年8月1日施行)。</p> <p>(司法制度改革推進本部、法務省)</p> <p>弁護士について、弁護士会又は日弁連が懲戒処分をしたときは、日弁連において官報に公告しなければならないこと等を内容とする司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号、同年7月25日公布)により措置(平成16年4月1日施行)。</p>	
		法案提出	法案成立後公布	措置(4月以降施行予定)		
			法案提出	法案成立後公布(平成16年4月施行予定)		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(総務省、法務省、厚生労働省)	<p>g 行政書士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、国民一般からの懲戒処分の請求を認めることを検討する。</p> <p>【司法書士、土地家屋調査士については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)】</p> <p>【社会保険労務士については、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)】</p>	検討	検討・結論	措置	<p>(総務省) 行政書士法の一部を改正する法律(平成15年法律第131号)により、国民一般からの懲戒処分請求が認められることとなった。(平成16年8月1日施行)</p> <p>(法務省) 司法書士及び土地家屋調査士について、国民からの懲戒処分の請求を可能とすることを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案が、平成14年の通常国会において成立した(司法書士法 平成15年4月1日施行、土地家屋調査士法 平成15年8月1日施行)</p> <p>(厚生労働省) 社会保険労務士については、「社会保険労務士法の一部を改正する法律」(平成14年法律第116号)により、国民一般からの懲戒処分の請求が認められることとなった。(平成15年4月1日施行)</p>	
(法務省)	<p>h 弁護士の懲戒制度について、規制改革委員会の見解及び司法制度改革審議会の審議結果を踏まえ、早期に透明化、迅速化、実効化のための所要の改善措置を講ずることを日本弁護士連合会に要請する。</p>	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
報酬規定の在り方見直し (見直しの基準・視点) (金融庁、法務省、司法制度改革推進本部、財務省、厚生労働省)	<p>資格者間における競争を活性化する観点から、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、報酬規定を会則記載事項から削除する。弁護士について、司法制度改革審議会の審議結果をも踏まえ、報酬規定を会則記載事項から削除する。</p> <p>【行政書士及び弁理士については、平成12年度までに措置済み】</p> <p>【税理士については、税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号) 税理士法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第330号)及び平成13年財務省令第58号】</p> <p>【司法書士、土地家屋調査士については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)】</p> <p>【社会保険労務士については、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)】</p> <p>(公認会計士については、第156回国会に係る法案提出)</p> <p>(弁護士については、第156回国会に係る法案提出)</p>	検討	結論・措置		<p>(法務省)</p> <p>司法書士及び土地家屋調査士について、報酬規定を会則から削除することを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案が、平成14年の通常国会において成立した(司法書士法 平成15年4月1日施行、土地家屋調査士法 平成15年8月1日施行)。</p> <p>(金融庁)</p> <p>公認会計士について、報酬規定を会則記載事項から削除することを盛り込んだ公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)が平成16年4月1日から施行された。</p> <p>(司法制度改革推進本部、法務省)</p> <p>弁護士について、報酬規定を弁護士会及び日本弁護士連合会の会則記載事項から削除すること等を内容とする司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号、同年7月25日公布)により措置(平成16年4月1日施行)。</p>	
		法案成立、公布	措置済(4月施行)			
		法案提出	法案成立後公布	措置(4月以降施行予定)		
		法案提出	措置済(11月施行)	法案成立後公布(平成16年4月施行予定)		
			法案提出	法案成立後公布(平成16年4月施行予定)		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
広告規制の在り方見直し (見直しの基準・視点) (金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省)	法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制が行われている各資格(公認会計士、行政書士、司法書士、土地家屋調査士、税理士及び社会保険労務士)について、広告規制が見直されるよう必要な措置を講ずる。 【司法書士、土地家屋調査士、税理士及び社会保険労務士及び行政書士については、措置済み】 (公認会計士については、第156回国会に関係法案提出)	一部措置済	結論・措置		(金融庁) 公認会計士について、広告規制を削除することを盛り込んだ公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)が平成16年4月1日から施行された。	
			結論・法案提出	法案成立後公布 (平成16年4月施行予定)		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
法人制度の検討 (見直しの基準・視点) (総務省、法務省、財務省、厚生労働省)	利用者の多様なニーズに対応する観点から、行政書士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、それぞれの資格者の事務所の形態について、法人組織の形態を認める法人制度の創設を検討する。 【弁理士については、平成12年度までに措置済み】 【弁護士については、弁護士法の一部を改正する法律(平成13年法律第41号)】 【税理士については、税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)、税理士法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第330号)及び平成13年財務省令第58号】 【司法書士、土地家屋調査士については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)】 【社会保険労務士については、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)】	検討 法案成立、公布 法案提出	検討・結論 措置済(4月施行) 法案成立後公布	措置 措置(4月以降施行予定) 措置(4月施行予定)	(総務省) 行政書士法の一部を改正する法律(平成15年法律第131号)により、行政書士法人制度が創設されることとなった。(平成16年8月1日施行) (法務省) 司法書士及び土地家屋調査士について、事務所の法人化を可能とすることを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案が、平成14年の通常国会において成立した(司法書士法 平成15年4月1日施行、土地家屋調査士法 平成15年8月1日施行)。 (厚生労働省) 社会保険労務士について、「社会保険労務士法の一部を改正する法律」(平成14年法律第116号)により、社会保険労務士法人制度が創設されることとなった。(平成15年4月1日施行)	
資格者数の増大 (見直しの基準・視点) (金融庁)	a 公認会計士について、資格者の増大を図ることを検討する。(第156回国会に関係法案提出)	検討	結論・法案提出	法案成立後公布(平成18年1月施行予定)	(金融庁) 多様な人材が受験できるよう試験体系の大幅な簡素化などを内容とする公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)が平成18年1月1日から施行される。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(法務省)	b 公証人について、積極的に増員を図る（平成12年度一部措置済み） 【弁理士については、増員を図るための試験制度の改革について平成12年度までに措置済み】	引き続き措置			(法務省) 平成14年度から公証人の任用につき公募制度を実施し、公証人の人数確保に努めている。	

(2) 必置資格等

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
廃止を含め在り方検討 （見直しの基準・視点） （厚生労働省）	（医療用具販売（賃貸）管理者） 医療用具販売（賃貸）管理者制度の実施状況の把握及び実効性についての検証に努めた上で、医療用具の製造（輸入）から使用に至る一貫した安全確保体制の確立を図るための措置の検討に合わせ、その在り方を検討し、所要の措置を講ずる。 【薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（公布後3年以内に施行）	（厚生労働省） 平成14年の薬事法改正により、高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業者に販売又は賃貸管理者の設置を義務づけ、その施行を平成17年4月1日とした。現在施行に向けた、省令等の検討を行っている。	
代替手法の導入 （見直しの基準・視点） （経済産業省、環境省）	（公害防止管理者、公害防止主任管理者） a 環境・公害問題の状況や各企業の公害防止体制の実態など、環境・公害問題をめぐる諸情勢を踏まえて、公害防止対策のためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、公害防止管理者、公害防止主任管理者の必置規制の在り方について検討する。	検討	検討	結論	（経済産業省、環境省） 当該制度について、有識者による公害防止管理者制度検討会を立上げ、検討を行ったところ。 当該制度の在り方については、平成15年12月に有識者による公害防止管理者制度検討会を立ち上げ、検討を行ってきたところであり、平成16年3月に「公害防止管理者検討会報告書」を取りまとめた。その報告の中で「公害防止管理者制度は、ナショナルミニマムとして引き続き必要である。」、「一定の条件の下、同一社内の敷地の離れた複数の工場、同一敷地内の複数の関連会社の工場において、公害防止管理者の兼任を認める。」等の結論を得、早急に関係法令の改正等を行う予定である。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(経済産業省、環境省)	(公害防止管理者、公害防止主任管理者) b 大気と水質の両方の公害防止管理者資格を有する者は公害防止主任管理者になり得るとい制度があることから、大気と水質につきそれぞれの公害防止管理者を共に任命し、両者が緊密に連携しつつ効果的な公害防止対策が実施できるような組織体制ができていような場合には、公害防止主任管理者の必置を免除することについて検討する。	検討	検討	結論	(経済産業省、環境省) 当該制度について、有識者による公害防止管理者制度検討会を立上げ、検討を行ったところ。 当該制度の在り方については、平成15年12月に有識者による公害防止管理者制度検討会を立ち上げ、検討を行ってきたところであり、平成16年3月に「公害防止管理者検討会報告書」を取りまとめた。その報告の中で「大気関係の公害防止管理者と水質関係の公害防止管理者との連絡調整が容易又は連絡調整の必要が低いと認められる場合に公害防止主任管理者の選任を免除する。」等の結論を得、早急に関係法令の改正等を行う予定である。	
(厚生労働省)	(食品衛生管理者) c ISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けている施設について、食品衛生法に基づく衛生管理の水準を維持しつつ食品衛生管理者の必置義務を免除又は緩和する余地がないか、同シリーズと食品衛生管理に関するコーデックス等における国際的議論の推移や民間認証を受けた施設の衛生管理の実態等を踏まえ検討を行う。	検討	検討	結論	(厚生労働省) 近時の食品に関する事件の発生に鑑み、施設の責任者としての食品衛生管理者の重要性が高まったことから、その必置義務について検討を行った結果、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布）により、従来から食品衛生管理者の設置が免除されていた施設も必置義務の対象とされ、ISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けている施設も含め例外なく食品衛生管理者を置くこととされた。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(環境省)	<p>(廃棄物処理施設技術管理者)</p> <p>d 廃棄物処理施設技術管理者は、技術士、理工系の学士等又はこれらと同等以上の知識及び技術を有する者から選任することとされているが、近年、環境マネジメントシステムの認証制度が我が国でも浸透しつつあることから、例えばISO14001による環境システムの審査登録を受けている事業所における管理責任者が、廃棄物処理施設技術管理者となることができる技術士、理工系の学士等と同等以上の知識及び技術を有する者であると認められるか否かについて検討を行う。</p> <p>【検討の結果現行の制度を維持することとした】</p>	検討・結論				
(環境省)	<p>(特別管理産業廃棄物管理責任者)</p> <p>e 特別管理産業廃棄物管理責任者は、医師等又はこれらと同等以上の知識及び技術を有する者から選任することとされているが、近年、環境マネジメントシステムの認証制度が我が国でも浸透しつつあることから、例えばISO14001による環境システムの審査登録を受けている事業所における管理責任者が、医師等と同等以上の知識及び技術を有する者であると認められるか否かについて検討を行う。</p> <p>【検討の結果現行の制度を維持することとした】</p>	検討・結論				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の見直し (見直しの基準・視点) (経済産業省)	(エネルギー管理者) a 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえて、エネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、エネルギー管理者の必置規制の在り方について検討する。	検討	検討	検討・結論	(経済産業省) 京都議定書の目標達成に向け、平成14年3月に策定された「地球温暖化対策推進大綱」において対策の大きな柱として位置づけられている省エネ対策の推進の一環として、エネルギー管理者制度の活用を前提にした自主的なエネルギー管理の仕組みの構築が、必要な措置として盛り込まれているところ。また、平成15年に実施した省エネ法の制度に関するアンケートにおいて、事業者及び管理者の約9割が現行のエネルギー管理者制度はエネルギー管理上効果があると回答しており、エネルギー管理の徹底を図るためには現行制度の活用が引き続き必要である。 一方、事業者の負担軽減等の観点から、エネルギー管理者及びエネルギー管理員を当該工場の職員以外の者(工場における燃料等や電気を消費する設備の維持、燃料等や電気の使用の方法の改善及び監視に関する業務の委託先企業の職員など)から選任する場合の要件を明確化し、平成16年度中に実施する予定。	
(経済産業省) エネイの再掲	(エネルギー管理者) b 1人が管理するに適切な設備・人員等の範囲を見直す。	検討	検討	検討・結論	<エネイ参照>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(経済産業省)	(電気主任技術者) c 第二種電気主任技術者及び第三種電気主任技術者の監督範囲の拡大等について、事故等により他者に及ぼす影響等を考慮しつつ検討し、結論を得る。	検討	検討	結論	(経済産業省) 第二種電気主任技術者が監督できる範囲について、範囲を広げた場合の影響等を考慮しつつ検討した結果、監督範囲の電圧は現状通りとするが、第二種及び第三種電気主任技術者の監督範囲のうち、構内と構外との区分については、現状において電気工作物の工事、維持及び運用に関する技術的レベルの違いはないことから、当該区分を撤廃し監督範囲を拡大する見直しを行うこととする。(平成16年度中)	
(国土交通省)	(整備管理者) d 乗車定員11人以上の自動車の使用者、10両以上の自動車の使用者等一定の自動車を一定台数以上使用する者は、自動車の点検及び整備並びに自動車庫の管理等に関する事項を処理させるために整備管理者を置かなければならないが、制度の運用実態、費用対効果、先進主要国における類似制度等について調査を行い、その結果を参考にしつつ、必置単位を変更することについて検討し、所要の措置を講ずる。 【道路運送車両法の一部を改正する法律(平成14年法律第89号)】	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行)	(国土交通省) 「道路運送車両法の一部を改正する法律」(平成14年法律第89号)及び道路運送車両法施行規則を改正し、整備管理者の必置単位を、保守管理に特に専門的知識を必要とする自動車に限定することにより、使用者の負担を軽減した。(平成15年4月1日施行) 【前年度内容を再掲】	
(国土交通省)	(衛生管理者再講習受講者) e アフリカ西海岸にある港、ペルシャ湾に面する港、カラチ港のいずれかを起点・終点又は寄港地とする航路(告示航路)については、貨物船であっても、医師を配乗するか、又は医師の配乗に代えて通常の衛生管理者に加えて衛生管理者再講習受講者である衛生管理者を配乗することが義務付けられているが、告示航路における近年の疾病発生状況等根拠データを明らかにした上、見直しの必要性について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	(国土交通省) 「医師を乗り組ませべき船舶の就航航路等の指定に関する告示(昭和39年運輸省告示第113号)」を改正し、医師の乗り組みを必要とする航路を廃止することとする措置を講じた(平成15年9月3日施行)。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(厚生労働省)	(建築物環境衛生管理技術者) f 1人の資格者が複数の特定建築物の管理技術者になることについて、職務遂行に支障がない範囲で兼務が認められることを明確にするとともに、兼務が認められる条件について具体的な判断基準を示す。 【「建築物環境衛生管理技術者の選任について」の一部改正について（平成14年厚生労働省健康局長通知）】	措置済				
(厚生労働省)	(ボイラー取扱作業主任者) g ボイラー取扱作業主任者について、近年の技術の進歩を踏まえ、ボイラーの安全管理水準に低下をもたらさない範囲内において、その取り扱うことができるボイラーの基数等について見直す余地がないか検討し、所要の措置を講ずる。	検討	結論	できるだけ速やかに措置	(厚生労働省) 「ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第44号）」により、ボイラーの安全管理水準に低下をもたらさない範囲内において、その取り扱うことができるボイラーの基数等について見直しを行った。	
(厚生労働省)	(乾燥設備作業主任者) h 乾燥設備作業主任者について、乾燥設備に関する技術革新の進展を踏まえ、選任等の在り方について検討する。 【平成15年厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知】	検討	措置済			
兼務・統括の許容 (見直しの基準・視点) (経済産業省)	(高圧ガス製造保安責任者) a 一般高圧ガス保安規則適用の設備と液化石油ガス保安規則適用の設備の両方がある場合について、同一の計器室で管理されている等一体として管理されている設備については、一つの施設の区分とみなして一人の保安係員を選任すれば足りるかどうかについて検討し、所要の措置を講ずる。 【冷凍保安規則等の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第37号）】	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(厚生労働省)	(医薬品製造管理者) b 生物学的製剤とその他の医薬品製造管理者の兼務の拡大について検討し、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省医薬局長通知】	結論	措置済			
外部委託の許容 (見直しの基準・視点) (総務省)	(防火管理者) a 防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	(総務省) 「消防法施行令の一部を改正する政令(平成16年2月6日政令第19号)」を平成16年6月1日に施行	
(経済産業省)	(電気主任技術者) b 電気主任技術者の果たすべき業務を外部委託できる相手方は、現状では、指定法人(各地の電気保安協会)及び主任技術者免状の交付を受けている者(個人)となっているが、保安の確保を前提に、主任技術者を雇用している等一定の要件を満たす法人が一定の条件の下で委託を受けることを可能とする方向で検討し、所要の措置を講ずる。	検討	結論	措置	(経済産業省) 電気主任技術者の外部委託の拡大を図るため、一定の条件の下で一定の要件を満たす法人についても外部委託先としての参入を可能とした。(電気事業法施行規則の一部を改正する省令改正(平成15年7月1日経済産業省令第80号)(平成15年7月1日公布、平成16年1月1日施行))	
(経済産業省)	(高圧ガス製造保安責任者) c 事業所ごとに選任する保安係員等について、法令上定める職務を十分に果たすことができる有資格者であれば、事業所の管理を委託している管理会社等に所属する者であっても保安係員等に選任できる旨を明確化する。 【平成14年3月経済産業省原子力安全・保安院長通達】	措置済				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
実務経験要件の見直し （見直しの基準・視点） （総務省） <危険力の再掲>	（危険物取扱者） a 甲種危険物取扱者の受験資格要件の一つとされている実務経験について、求められる能力の確認を行いつつ資格取得希望者にとって受験の機会が広がる制度とする観点から、資格取得要件とすることを検討する。 【検討の結果現行の制度を維持することとした】	結論				
（経済産業省）	（ボイラー・タービン主任技術者） b ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。	マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討			（経済産業省） 安全管理審査におけるシステム安全管理審査の申請状況を助案すると（システム安全管理審査の占める割合は全審査の約5%）、事業者における安全確保に関するマネジメントシステムの浸透は十分であるとは判断し難く、現時点において当該運用についての検討を行うことは困難である。 今後も引き続き、マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ、検討を行うこととする。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(経済産業省)	<p>(認定保安検査実施者の管理部門長)</p> <p>c 高圧ガス保安法認定検査制度における認定保安検査実施者の管理部門長は管理部門における経験年数が15年以上の者であることが認定基準上求められているが、認定基準についての検討の中で、当該経験年数の緩和についても検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号) コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号) 液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号) 冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)により、経験年数を15年以上から10年以上に措置済み】</p>	措置済				
(経済産業省) エネイの再掲	<p>(電気主任技術者)</p> <p>d 電気主任技術者の認定による免状交付に係る実務経験年数基準を明確化する。</p>		検討・結論		<エネイ参照>	
(農林水産省)	<p>e 次の資格に係る要件又は受験(受講)資格としての実務経験、実務補習、年齢等について、見直しを行う。</p> <p>農業協同組合監査士、森林組合監査士、水産業協同組合監査士、飼料製造管理者</p> <p>【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第59号) 平成14年農林水産大臣承認】</p>	一部措置済(4月施行)	措置済(4月施行)			
(厚生労働省)	<p>(食品衛生管理者)</p> <p>f 食品衛生管理者について、資格取得講習会の受講は実務経験2年以上で可能とし、講習修了後に実務経験3年を超えることによって資格を取得できることが明確となるよう、所要の措置を講ずる。</p> <p>【「食品衛生管理者資格認定講習会について」等の一部改正について(平成13年厚生労働省医薬局食品保健部長通知)】</p>	措置済				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(厚生労働省)	(ボイラー技士) g 特級及び一級ボイラー技士については、受験資格として、実務経験年数が必要であることから、求められる技能・知識水準を確保しつつ、より資格を取得しやすい受験時期、受験要件について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	結論	できるだけ速やかに措置	(厚生労働省) 「ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第44号）により、受験資格について、求められる技能・知識水準を確保しつつ、より資格を取得しやすい受験時期、受験要件とした。	
受験（受講）資格としての学歴（見直しの基準・視点） (農林水産省)	次の資格に係る学歴要件について、見直しを行う。 農業協同組合監査士、森林組合監査士、水産業協同組合監査士【平成14年農林水産大臣承認】	結論	措置済 (4月施行)			
試験・講習の実施（見直しの基準・視点） (厚生労働省)	(食品衛生管理者) 「魚肉ハム・ソーセージ」、「食用油脂」、「マーガリン・ショートニング」を対象とする資格取得講習会について、最近の需要実態調査を基に、必要に応じ講習会を開催することを検討する。	検討	検討	結論	(厚生労働省) 食品衛生管理者資格認定講習会については、食品衛生法上国が開催するものではなく、講習会を開催しようとする者からの申請に基づき、厚生労働大臣が指定（平成16年2月27日以降は登録制へ移行）するものである。 「魚肉ハム・ソーセージ」、「食用油脂」、「マーガリン・ショートニング」を対象とする資格取得講習会の受講希望者については、毎年度、所管法人において需要調査を行っており、希望者は非常に少数であるが、講習会の指定制度の登録制への移行に当たり、従来示していなかったこれらの講習会のカリキュラムを省令上規定する予定であり、これにより需要に応じて講習会を開催することが可能となる予定である。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
試験・講習の改善等、資格取得要件の改善 (見直しの基準・視点) (総務省)	<p>(無線従事者)</p> <p>a 第一級海上特殊無線技士、第三級海上無線通信士等の試験で実施している「電気通信術(和文)」について、和文通話表を用いた通信の使用実態、現状における必要性を調査の上、電気通信術(和文)の試験を廃止する。 【無線従事者規則の一部を改正する省令(平成13年総務省令第89号)】</p> <p>第三級海上無線通信士の認定講習に係る英語の講習について、三級海技士(航海)以上の資格取得者は一部共通した内容の英語を履修していることから、講習時間を軽減する。 【平成15年総務省告示】</p>	措置済		措置済		
(厚生労働省)	<p>(管理理容師、管理美容師)</p> <p>b 資格取得講習の科目等について見直しを行い、その結果に基づき、講習時間、講習日数の短縮等、所要の措置を講ずる。 【「管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定について」の一部改正について(平成14年厚生労働省健康局長通知)】</p>	措置済				
(厚生労働省)	<p>(食品衛生管理者)</p> <p>c 添加物を製造する施設について、大学等で化学に関する課程を修めて卒業した者が資格取得講習会を受講して資格を取得する場合は講習科目の免除・簡素化等を行うことについて検討し、所要の措置を講ずる。</p>	措置済				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(厚生労働省)	(食品衛生管理者) d 食品衛生管理者の資格取得要件について、求められる知識内容を適正に担保するとともに資格取得希望者の予見可能性を高める観点から、大学又は専門学校における履修科目条件をより詳細に明確化する。	検討		結論・措置	(厚生労働省) 平成16年2月27日に、資格取得要件のうち、畜産学、水産学、農芸化学の課程につき履修科目を明確化した通知を発出した（平成16年2月27日食安発第227003号）	
関連類似資格の統合、相互乗り入れ (見直しの基準・視点) (厚生労働省)	(給水装置工事主任技術者) a 管工事施工管理技士の資格を持つ者が給水装置工事主任技術者の資格を取得するに際しては、現状でも給水装置工事主任技術者試験科目の一部免除が行われているが、水道水の安全性を確保するための水準を維持しつつ、更に合理的な負担軽減を図ることについて、関係者の意見を十分踏まえた上で検討し、所要の措置を講ずる。 【給水装置工事主任技術者が水道分野に関する管工事を施工する際の主任技術者としての位置付けについては、平成12年度までに措置済み】 【管工事施工管理技士の資格を持つ者に対する免除対象試験問題数を15題から20題に拡大済み】	措置済				
(経済産業省、環境省)	(公害防止管理者、公害防止主任管理者) b 試験科目の共通化や免除等について検討する。	検討	検討	結論	(経済産業省、環境省) 当該制度について、有識者による公害防止管理者制度検討会を立上げ、検討を行ったところ。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(環境省)	(浄化槽管理士、浄化槽設備士) c 講習科目の共通化・相互免除について検討する。 【環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令(平成15年環境省令第3号)】 【浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令(平成15年国土交通省・環境省令第2号)】	検討	省令改正、公布	措置(4月施行)	(環境省) 浄化槽管理士講習及び浄化槽設備士講習の科目について、具体的な検討を行い、講習科目の共通化・相互免除を実施した。(平成15年4月1日施行)	
資格の有効期間 又は定期講習の義務付けの見直し (見直しの基準・視点)	(危険物取扱者) a 危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)について、目的を達成しつつ社会的費用のより少ない制度や、更に実効性の高い制度とする方策がないかについて検討し、所要の措置を講ずる。 【危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)について(平成13年消防庁危険物保安室長通知)により、保安講習に係るアンケート調査の実施及びその結果の活用による保安講習の充実に努めるべきことを通知済み】	措置済				
(総務省)	(危険物取扱者) b 上記保安講習について、事業者への講師の派遣による講習の実現について早急に検討を行い、所要の措置を講ずる。 【危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)について(平成13年消防庁危険物保安室長通知)】	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(国土交通省)	(宅地建物取引主任者) c 宅地建物取引主任者証の交付(更新)の際に義務付けられている講習について、インターネット等による講習など受講者の負担軽減方策等講習内容の見直しに向けた検討を行い、所要の措置を講ずる。 【平成15年国土交通省告示第83号】	検討	告示改正、公布	措置(4月施行)	(国土交通省) 平成15年1月31日付け国土交通省告示第83号において、講義時間の縮減の措置を採ることとし、同年4月1日に施行した。	
(厚生労働省) 福祉ア22aの再掲	(介護支援専門員(ケアマネジャー)) d ケアマネジメント機能の強化等専門性の向上については、ケアマネジャーの現任研修やケアマネジメントリーダー研修等の施策を講じているが、更なる強化のための措置を講ずる。		逐次実施		<福祉ア22a参照>	
国際整合化 (見直しの基準・視点) (国土交通省)	(三級海技士(電子通信)) a 資格取得に必要な6か月の乗船履歴について、諸外国の実態を精査した上で、日本独自の過剰な規制があると認められる場合には、所要の措置を講ずる。 【船舶職員法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年国土交通省令第27号)】	調査・検討	省令改正、公布	措置(6月施行)	(国土交通省) 資格取得に必要な6か月の乗船履歴について、職務要件を撤廃し、資格取得希望者の受験の機会を広げることとした。(平成15年6月1日施行、船舶職員法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年国土交通省令第27号))	
(総務省)	(無線従事者) b 第一級海上特殊無線技士及び第三級海上無線通信士に相当する外国の資格を有する外国人が国内法規の知識を習得させることを目的とした養成課程を受講することにより容易にそれぞれの資格を取得できるよう検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずる。 【無線従事者規則の一部を改正する省令(平成13年総務省令第89号)電波法関係審査基準の一部を改正する訓令(平成13年総務省訓令第151号)】	措置済				